

モダリティに関する覚え書き

岡 部 嘉 幸

1. はじめに

テンス・アスペクト・ヴォイスといった文法的カテゴリに比べて、モダリティと呼ばれる文法的カテゴリは、そのカテゴリをどのようなものとして規定するかという点において、研究者間の意見の相違が大きいように思われる。筆者の関心は、類似した文法体系をもつ近世江戸語および現代語のモダリティ体系の記述⁽¹⁾にあるが、本稿では、現代語および近世後期江戸語におけるモダリティ体系を記述するための予備的作業として、モダリティと呼ばれる文法カテゴリをどのようなものとして捉えるべきか、また、種々のモダリティ形式はどのように分類され得るのかということに関する現段階での見通しを述べてみたい。なお、今回は、現代語を対象として考察を行う⁽²⁾。

2. 先行研究の検討

2.1. モダリティをめぐる二つの立場

既に、先行研究で指摘されている⁽³⁾ように、モダリティをどのような概念として捉えるかということに関しては、現在、少なくとも二つの異なった立場がある。第一の立場は、

A：文において客観的内容を表わす「命題」と対置される「話し手の主観的把握」（話し手の発話時における心的態度）を「モダリティ」と呼ぶ立場

である。この立場を取るものとしては、仁田義雄（1991）、益岡隆志（1991）、日本語記述文法研究会編（2003）などが挙げられる。一方、

B：文によって述べられる事態（内容）と話し手の現実との関係性を述べることに関わる意味を「モダリティ」と呼ぶ立場

もある。この立場に立つものとしては、尾上圭介（2001）、野村剛史（2003）、同（2004）、大鹿薫久（2004）、同（2005）などが挙げられる（以下、議論の都合上、前者の立場をAの立場、後者の立場をBの立場と呼ぶ）。本節では、以下、Aの立場に立つ先行研究の内容を確認し、この立場に共通する考え方をまとめる。次に、Bの立場に立つ先行研究を取

り上げるが、Bの立場に立つ先行研究は、個々の論相互の異同が大きく⁽⁴⁾、各論内部の検討は現在の筆者の手に余る問題なので、各論の詳細な内容紹介は割愛し、Bの立場に立つ先行研究（本稿では、大鹿（2004）（2005）、尾上（2001）、野村（2003）（2004）を参照した）に共通すると思われる考え方をごく大雑把にまとめてみる⁽⁵⁾。さらに、Aの立場、Bの立場の考え方を検討し、本稿なりのモダリティ規定のための参考とする。

2.2.Aの立場について

この立場にたつものとして、以下、益岡（1991）と日本語記述文法研究会編（2003）を取り上げる。モダリティの定義は、文の構造をどのように捉えるかということと密接に関わっている⁽⁶⁾と思われるので、ここでは、それぞれの論者の文構造観とモダリティの定義、モダリティの種類分けを中心に見ていくことにする。

2.2.1. 益岡（1991）『モダリティの文法』（くろしお出版）

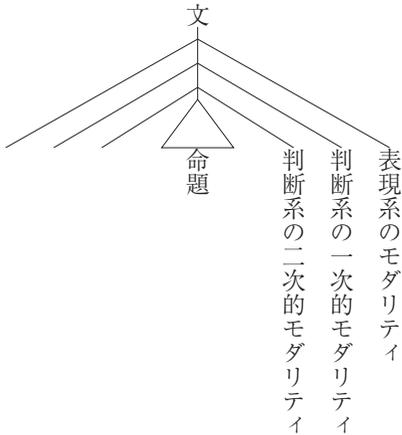
2.2.1.1. 文構造観とモダリティの定義

益岡（1991）における文構造観とモダリティの定義（一部、モダリティの種類）をまとめると以下ようになる。

- (1) 日本語の文は、「客観的に把握される事柄を表す要素と、表現者の主観的な判断・表現態度を表す要素の二大要素で構成される」（p.33）。
- (2) モダリティとは、主観性の言語化されたものであり、「判断し、表現する主体に直接関わる事柄を表す形式」（p.30）である。
- (3 a) モダリティには、主観性表現の専用形式である一次的モダリティと、客観化を許す二次的モダリティとがある。
- (3 b) モダリティには、表現態度を表すモダリティ（＝表現系のモダリティ）と判断を表すモダリティ（＝判断系のモダリティ）とがある。
- (3 c) 表現系のモダリティはすべて一次的モダリティであるのに対し、判断系のモダリティには、一次的モダリティであるものと二次的モダリティであるものが存在する。
- (4) モダリティの諸カテゴリー間には、互いに包み込む・包み込まれるという包含関係が成立する、言い換えれば、カテゴリー間の統合関係として上位・下位の階層が認められる（図1を参照）。

(2)は益岡（1991）におけるモダリティの定義である。また、(3 a)～(3 c)はモダリティの種類分けに関する言及であり、それに従うと、モダリティには、判断系の一次的モダリティ、判断系の二次的モダリティ、表現系のモダリティの3種類が存在することになる。(1)と(4)は、益岡（1991）における文構造観を示している。益岡（1991）における文構造観とは、要するに、日本語の文に客観的に把握される事柄を表す要素である「命題」と表現者の主観的な判断・表現態度を表す要素である「モダリティ」という異質の二つの要素があることを認めた上で、命題、判断系の一次的モダリティ、判断系の二

【図1】



(益岡 (1991) 図 (51) p.43)

次のモダリティ、表現系のモダリティの間に、
包み包まれる包含関係が成立するというものである。

2.2.1.2. モダリティの種類

すでに、2.2.1.1.で述べたように、益岡 (1991) ではモダリティの種類として判断系のモダリティ (一次的モダリティと二次的モダリティ) と表現系のモダリティとを認めているが、それぞれのモダリティはさらに以下のように下位分類される。

(5) 表現系のモダリティは、文を表現の面から類型化する働きをする「表現類型のモダリティ」と文の表現・伝達の仕方に関わる「伝達態度のモダリティ」「ていねいさのモダリ

ティ」とに下位分類される。

- (6) 判断系のモダリティのうち、一次的モダリティは、対象となる事柄に対する判断を表す「真偽判断のモダリティ」「価値判断のモダリティ」、および命題間の「統合的關係」に関する判断を表す「説明のモダリティ」とに下位分類される。
- (7) 判断系のモダリティのうち、二次的モダリティは、対象となる事柄に対する判断を表す「テンスのモダリティ」と「みとめ方のモダリティ」、命題間の「範列的關係」に関する判断を表す「とりたてのモダリティ」とに下位分類される⁽⁷⁾。
- (8) それぞれのモダリティは、次ページの図2のような階層構造をなす。

ここで、注目したいのは、益岡 (1991) においては、「テンス」「みとめ方」「表現類型 (文の種類)」「ていねいさ」「伝達態度 (終助詞的表現)」など多種多様なものがモダリティとして認定されているという点である。この点については、2.3.で再び取り上げる。また、注7もご参照いただきたい。

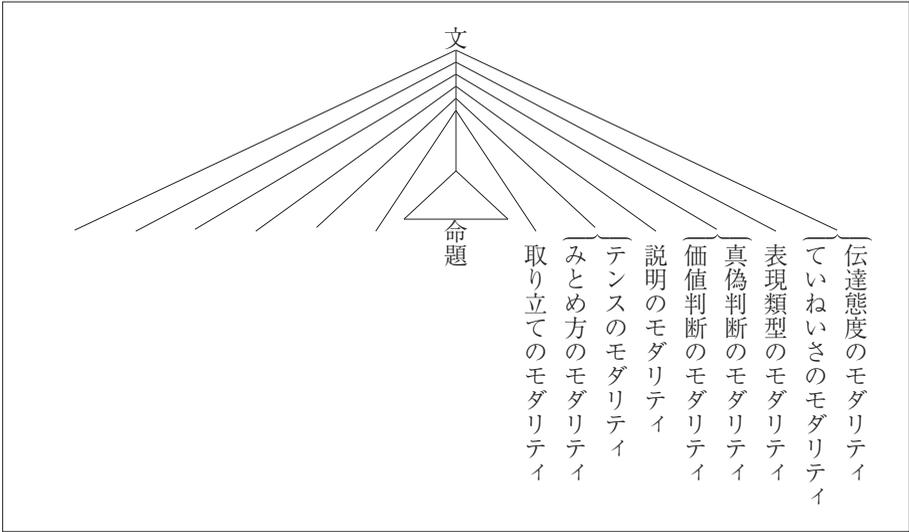
2.2.2. 日本語記述文法研究会編 (2003) 『現代日本語文法 4 第8部 モダリティ』 (くろしお出版)

2.2.2.1. 文構造観とモダリティの定義

次に、日本語記述文法研究会編 (2003) について見てみたい。ここで示される文構造観とモダリティの定義は以下のとおりである。

- (9) 日本語の文は、「命題 (proposition) とモダリティ (modality) という2つの意味的側面から成り立っている」(p.1)。「命題は、その文が伝える事柄的な内容を担うもの

【図 2】



(益岡 (1991) 図 (52) p.44)

であり、モダリティはその文の述べ方を担うものである」(p.1)。

(10) 日本語は、「事柄的な内容を表す命題的な要素が文の内側に、モダリティ的な要素が文の外側に現れるという傾向がある」(p.2)り、「このような日本語の特徴は、命題をモダリティが包み込むという、階層的な構造として捉えられる」(p.2)。

(11) モダリティとは、「話し手の発話時における心的態度」(p.3)を表すものである。

(9)と(10)は日本語記述文法研究会編(2003)における文構造観を示し、(11)はモダリティの定義を示している。基本的な考え方は益岡(1991)と変わらない。

2.2.2.2. モダリティの種類

益岡(1991)とやや様子が異なるのは、モダリティの種類についてである。日本語記述文法研究会編(2003)におけるモダリティの種類に関する記述は以下のようにまとめられる。

(12) モダリティを表す形式には、「話し手の発話時における心的態度」というモダリティの要件を常に満たす形式と、「発話時や話し手の心的態度といった意味的要件」(p.3)を満たさないこともある形式⁽⁸⁾がある。

(13) モダリティには、①「文の伝達的な表し分けを表すもの」、②「命題が表す事態のとりえ方を表すもの」、③「文と先行文脈との関係づけを表すもの」、④「聞き手に対する伝え方を表すもの」の4つのタイプがある。

- (14) ①「文の伝達的な表し分けを表すもの」は「表現類型のモダリティ」であり、「情報系」(叙述のモダリティ・疑問のモダリティ)と「行為系」(意志のモダリティ・勧誘のモダリティ・行為要求のモダリティ)とに分けられる。②「命題が表す事態のとらえ方を表すもの」は「評価のモダリティ」と「認識のモダリティ」に分けられる。③「文と先行文脈との関係づけを表すもの」は「説明のモダリティ」である。④「聞き手に対する伝え方を表すもの」は「伝達のモダリティ」であり、「丁寧さのモダリティ」と「伝達態度のモダリティ」に下位分類される。
- (15) ①～④の4種のモダリティは、相互に関係しながら、モダリティの体系を形作っている。ある文にどのモダリティが現れることができるかは、文の基本的な性質を決める表現類型のモダリティのタイプによって決まる。表現類型のモダリティに基づくモダリティの相互関係は以下の表1のように整理される(○はそのモダリティが分化できること、×は分化できないこと、△はそのモダリティの分化に留保や例外現象があることを示す)。

【表1】

		モダリティの相互関係					
		評 価	認 識	説 明	丁 寧 さ	伝達態度	
表 現 類 型	情報系	叙 述	○	○	○	○	○
		疑 問	○	△	○	○	○
	行為系	意 志	×	×	×	○	△
		勧 誘	×	×	×	○	○
		行為要求	×	×	×	△	○
		感 嘆	×	×	×	△	○

(日本語記述文法研究会編 (2003)p.8)

(12) は益岡 (1991) のいう一次的モダリティと二次的モダリティの区別を示す。(13) (14) は益岡 (1991) の「説明のモダリティ」から「伝達態度のモダリティ」までにはほぼ対応する分類である。「テンス」や「みとめ方」はモダリティの範疇から除外されている。(15) は表現類型の違いによって、内部に分化できるモダリティの種類が異なることを示したものであるが、見方を変えれば、各モダリティ間の階層構造を示したものとしても理解できる。

2.2.3. Aの立場に共通する考え方

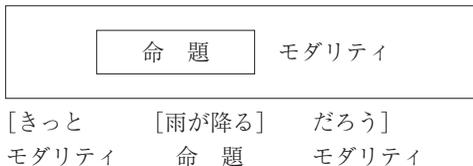
以上見てきた二つの論に共通する考え方をまとめると以下ようになる。

(A-1) モダリティとは、「話し手の発話時における心的態度 (判断・表現態度)」のことであり、言い換えれば、文において「話し手の主観性」を表すものである。

(A-2) したがって、なんらかの意味で「話し手の主観性」を表す形式は、すべてモダリティ形式である。

(A-3) 日本語の文は、客観的に把握される事柄を表す要素（命題）と、表現者の主観性を表す要素（モダリティ）という異質な二大要素で構成される。命題とモダリティは、以下の図3のように命題をモダリティが包み込むという階層的な構造をとる。

【図3】



(A-4) モダリティ形式には、常に話し手の主観性を表すもの（一次的モダリティ、真性モダリティ）⁽⁹⁾と、条件によって客観化を許すもの（二次的モダリティ、疑似モダリティ）とが存在する。この両者は、過去形の可否、連体修飾節内への生起の可否などによって区別される。また、常に話し手の主観性を表す形式と、条件によっては客観化を許す形式とでは、前者の方が後者に比べ、よりモダリティ形式らしいモダリティ形式である。

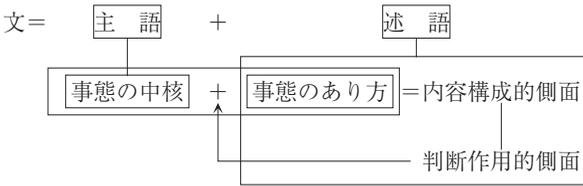
ここでは、(A-2) について詳しく見ておきたい。Aの立場では、「話し手の主観性」を表す形式は、その定義上すべてモダリティ形式である。一例を挙げれば、(ア) ダロウ、カモシレナイなど（述語に付加する）文法形式、(イ) 終助詞のヨヤネ、(ウ) 「行け」などの動詞命令形、(エ) 「痛い」「悲しい」などの感情形容詞、(オ) 疑問を表す文末形式（～かなど）などはすべてモダリティ形式ということになる。日本語記述文法研究会編（2003）の分類に従えば、(ア) は「認識のモダリティ」を表す形式、(イ) は「伝達態度のモダリティ」を表す形式、(ウ) は「表現類型のモダリティ」の行為系に属する「行為要求のモダリティ」を表す形式、(エ) は「表現類型のモダリティ」の情報系に属する「叙述のモダリティ」の下位類としての「表出」を表す形式、(オ) は「表現類型のモダリティ」の情報系に属する「疑問のモダリティ」を表す形式ということになる。また、これに加えて、キット、タブンなどのいわゆる陳述副詞も、モダリティの定義上、モダリティ形式（モダリティの副詞）⁽¹⁰⁾に属することになると思われる。

2.3.Bの立場について

2.1.で述べたように、本節ではBの立場の先行研究（大鹿（2004）（2005）、尾上（2001）、野村（2003）（2004））の詳細な内容紹介と検討は割愛し、この立場に共通すると思われる考え方をごく大雑把にまとめてみる。この立場に立つ論者に共通する考え方は以下のようになると思われる。

- (B-1) モダリティとは、事態内容と話し手の現実との関係性を述べることに関わる意味である。ただし、当該の事態を現実外（非現実）の事態として述べるものだけをモダリティと呼ぶか、現実内の事態として述べるものも含めてモダリティと呼ぶかは論者によって異なる。
- (B-2) 事態内容と話し手の現実との関係性を述べるのは、述語の機能であるから、モダリティは述語形式（いわゆる助動詞や述語に付加する文法形式⁽¹¹⁾を以下こう呼ぶ）によって表わされる意味に限定される⁽¹²⁾。
- (B-3) 主語と述語の結合によって文が成り立つという文構造観をもつ。述語には、主語との結合によって事態内容を構成する側面と、その構成された事態内容を対象とする判断作用を表す側面とが存在する。以下のことを図示すると概略、図4のようになる⁽¹³⁾。

【図4】



(B-4) モダリティ形式の分類基準は、論者によって様々である。

(B-1) は、Bの立場におけるモダリティの定義であり、たとえば、野村（2003）では、「本稿はモダリティを、文内容の現実性・可能性・蓋然性・必然性・当為性など文内容の現実との関わり（これは勿論話し手によって認定されたものである）として把握する」（p.17）という形で述べられている。

次に、(B-2) について見る。Aの立場においては、「話し手の主観性」を表す形式はすべてモダリティ形式と認定されたが、Bの立場では、事態内容と話し手の現実との関係性に関わる意味を表す述語形式のみがモダリティ形式とされる。したがって、いわゆる陳述副詞、対聞き手的な意味を表す終助詞のヨ・ネ、感情形容詞などは、モダリティ形式とは見なされない。たとえば、野村（2003）では、「しばしば「聞き手めあてのモダリティ」などと言われることがある。対・聞き手性は私たちの言語考察の重要な部分ではあるけれど、対・聞き手性そのものは「現実との関係性」には属さない」（p.19）という形で、終助詞のヨ・ネなどがモダリティから排除されている。

次に、(B-3) であるが、図4で示したように、Bの立場では、事態内容を判断作用が包み込むという階層的な文構造観を持たない。事態内容を表す側面と判断作用を表す側面とは、述語の2側面として併存（あるいは相即）していると考えるのである⁽¹⁴⁾。

最後に、(B-4) のモダリティ形式の分類基準については、各論者で考え方が異なって

いる。大鹿氏は、モダリティ形式を、事態が我々の意識に直接与えられるか、間接的に与えられるか（既に知られた事態か、推論によって間接的に知られる事態か）という観点（直接的事態／間接的事態）と、文内容が真であると事実性を述べる（事実言明）か、文内容について「私には～と思われる」という話し手の認識を述べる（認識言明）かという観点（叙実法／叙想法）¹⁵⁾によって分類する。尾上氏は、事態を話し手にとっての現実事態として語る形式か、非現実事態として語る形式かという観点、その事態の成立、存在を積極的に承認する形式か、ただ単に事態表象を言語的に組み立てるだけの形式かという観点（事態承認／事態構成）によって分類する。さらに、尾上氏の場合、述語形式を、動詞・存在詞への下接を専らとし、意味的に多義である叙法形式と、叙法形式が担っていた意味の一つを専門的に表示する形式で、動詞・存在詞のほかに、形容詞にも直接下接する文末外接形式ともにも区別する。野村氏は、モダリティ形式を、「いま、ここ、わたし」からの様々な事態の見え姿を表し分ける形式か、射映性を捨象した超越の対象になりうる形式かという観点¹⁶⁾（射映的形式／超越的形式）と、その形式が事柄の事実性に関わる判断を表すか、現実外にある事柄の「良さ、望ましさ」に関わる判断を表すかという観点（真偽判断／価値判断）によって分類する。以上見たように、モダリティ形式の具体的分類基準は、論者によって様々であり、各論者の分類基準相互の検討は今後の課題とせざるを得ないが、ここでは、これらの分類基準が、述語の二側面、すなわち、判断作用の側面と事態内容の側面に対応している場合が多いことを指摘しておきたい。

2.4. 両者の立場の検討

以上、モダリティに関する二つの立場を見てきた。Aの立場とBの立場で異なるのは、最終的には、モダリティの定義（(A-1) vs. (B-1)）なのではあるが、それと関連して、依ってたつ文構造観（(A-3) vs. (B-3)）やモダリティ形式の範囲（(A-2) vs. (B-2)）も異なっていた。次に必要なのは、本稿がAとBどちらの立場をとるのかを決定することである。結論を先取りしていえば、本稿は、Bの立場、すなわち、事態内容と話し手の現実との関係性を述べることに関わる意味をモダリティと呼ぶ立場に立ちたいと思っている。そこで、この節では、まず、Aの立場を検討し、問題点を指摘する。

2.4.1. Aの立場の検討

すでに何度も述べたように、Aの立場では「客観的な命題」と対置される「話し手の主観性」あるいは「話し手の発話時における心的態度」をモダリティと呼んでいる（= (A-1)）。しかし、この定義に従うなら、文における命題（事態を構成する内容）以外の部分はすべて「モダリティ」だということになり、文法概念的としてあまりに広過ぎはしないかという疑問がある。たとえば、対聞き手の意味を表す終助詞と、事態のとらえ方に関わる意味を表す助動詞（あるいは助動詞相当の複合辞）とを、「話し手の主観性」という共通性で括って、「モダリティ」と呼ぶのは、少なくとも筆者には概念的に広すぎると感じられる（終助詞的な意味と助動詞的な意味とは、文法カテゴリとして区別される方がよいように筆者には思われる）。要するに、Aの立場でのモダリティの定義は、文の中で命

題ではないものという消極的定義に過ぎず、その結果、かなり異質なものが混在するカテゴリ（すでに、カテゴリではないのかもしれない）となっていると思われるのである。

次に、Aの立場でもBの立場でもモダリティとされることが多い助動詞的な意味の部分、すなわち、日本語記述文法研究会編（2003）でいえば、「命題が表す事態のとらえ方を表すモダリティ」（認識のモダリティ、評価のモダリティ）に限定して検討してみたい。Aの立場によるならば、「事態のとらえ方を表すモダリティ」の範囲は、助動詞が表す意味の全体だと理解できる。たとえば、「昨日太郎はカレーを食べた」という文におけるタは通常テンス形式として理解され、「太郎がカレーを食べる」という事態が過去の出来事であるという命題の意味を表していると考えられるが、このタという形式は、それと同時に、当該の事態が、話し手にとって「確かなことである、間違いのないことである」という話し手の事態のとらえ方（あるいは話し手の主観性）も表しているとみることができる。だとすれば、文末のタはモダリティ形式ということになるのではないだろうか。益岡（1991）においてモダリティのサブカテゴリとして「テンスのモダリティ」が認められている所以はここにある。Aの立場のモダリティの定義に従う限り、タをモダリティから排除する積極的な理由はないように思われるのである。このように、Aの立場でいう「モダリティ」は本来「テンス」「アスペクト」「みとめ方」といった文法的カテゴリを飲み込んでしまう範囲の広い概念なのである。

ところが、実際のところ、日本語記述文法研究会（2003）をはじめとするAの立場の「命題が表す事態のとらえ方を表すモダリティ」（認識のモダリティと評価のモダリティ）に属する形式の範囲は、「事態のとらえ方」に関わる形式の中から「みとめ方」「アスペクト」「テンス」など比較的はっきりしている文法的カテゴリに属する形式を差し引いたものとなっている⁽¹⁷⁾。これはやはり、この範囲においてもAの立場のモダリティの定義が、「事態のとらえ方」に関わるものの中で「みとめ方」「アスペクト」「テンス」ではないものを「モダリティ」と呼ぶという消極的定義になっているからであると思われる。筆者も、ダロウやカモシレナイやハズダなどの形式をモダリティ形式と呼ぶことには賛同するが、それらをモダリティ形式と呼び、他のテンス形式やアスペクト形式などと区別するのであれば、「モダリティ」という文法的カテゴリをより積極的なものとして定義する必要があると思われるのである。

また、このようなモダリティの定義を支える文構造観（＝（A-3））に関しても、疑義がある。Aの文構造観は、客観的な命題を主観的なモダリティが包むという階層的な構造なすというものであった。このような階層構造を保証するものは、結局のところ、文において命題部分とモダリティの部分が形態的にしっかり区別できるという事実であると考えられる。たとえば、「明日は雨が降るだろう」のような「認識のモダリティ」を表す文においては、「明日は雨が降る」が命題部分、「だろう」がモダリティ部分として、明確に分けることができ、そのことが階層構造を保証していると思える。しかし、たとえば、「お前が行け」のように「行為要求のモダリティ」を表す文や「私は悲しい」のような「表出のモダリティ」を表す文では、どこまでが命題を表す部分で、どこまでがモダリティを表す部分かという区別をすることが困難だと思われる。階層構造を保証するは

ずの形態的な区別ができないのであるから、これらの文において本当に命題とモダリティが階層構造をなしているかについての判断は困難なのではないだろうか。以上のような問題があることから、少なくとも、筆者はAのような文構造観に立つことに躊躇を覚えるのである。

2.4.2.Bの立場の検討

これに対して、Bの立場はどうであろうか。Bの立場では、事態内容と話し手の現実との関係性を述べることに関わる意味をモダリティ（あるいは叙法）と呼んでいる。事態内容と話し手の現実との関係性を述べるとは、野村（2003）が「本稿は既にモダリティを、文内容の現実との関わり、すなわち文内容が現実の内にあるか外にあるかを言い分けるカテゴリーとし、具体的なモダリティ形式は現実外であることを表す形式であると述べた（ことさらに現実内であることを表現する形式が認められるなら、それらも一種のモダリティ形式と認められるかもしれない）」(p.23)と述べるように、ある事態を現実内の事態として述べるか、現実外（非現実）の事態として述べるかということを表し分けることでもある。このように規定することで、モダリティは、たとえば、事態内容と話し手の発話時現在との時間的位置関係を述べることに関わる意味であるテンポラリティと同列の、述語形式によって表される意味の一つとして積極的かつ限定的に規定されることになると考えられる。つまり、Bの立場のモダリティの規定は、Aの立場のそれよりも限定的かつ積極的な規定であるということができるのである。さらに、Bの立場では、ある事態を話し手にとって現実内の事態として述べるか、あるいは、話し手にとって現実外（非現実）の事態として述べるかかということを表し分けるものに限って、モダリティという概念を適用する（＝（B-2））ので、モダリティ形式の範囲が非常に限定的である（述語形式がその中心となる）。その点も本稿の考え方に合致するものである。

また、Bの立場のモダリティの定義を支える文構造観（＝（B-3））も、Aの文構造観では説明困難な問題を解消できるという点で合理的であると考えられる。たとえば、Aの立場では、命題とモダリティの階層構造を想定するために、「お前が行け」のような命令文⁽¹⁸⁾について「行け」という動詞命令形のどこまでがモダリティ部分でどこまでが命題部分かを区別する必要が出てくるが、実際にはそれが困難である。一方、Bの立場では、そのような困難は生じない。Bの文構造観に沿えば、述語には事態内容（お前が行くコト）を構成する側面と、その事態に対する話し手の判断作用（「お前が行く」という未実現の事態について、実現が望まれるという判断）を表す側面が存在し、それが述語において併存しているという理解になり、動詞命令形のどこまでが判断作用を表す部分で、どこまでが事態内容を表す部分かという問い自体が成り立たないからである。

以上のことから、本稿では、以下、Bの立場に立って、モダリティというものを考えていくことにする。しかし、2.3.で見たように、具体的なモダリティ形式をどのような観点からどのように分類していくかという点については、これまでに見てきたBの論者の間でも意見に相違がある。したがって、次節以降では、基本的にBの立場に立った上で、本稿なりのモダリティの規定と具体的なモダリティ形式の分類について、あくまでも暫定

的なものではあるが、述べてみたいと思う。

3. 本稿におけるモダリティの考え方—暫定的規定—

すでに述べたように、本稿では、基本的にBの立場に立ってモダリティというものを考える。この節では、本発表におけるモダリティの暫定的規定を考えていきたい。なお、以下の考察については、大鹿薫久氏、尾上圭介氏、野村剛史氏の研究に多くの示唆を受けている。ただし、諸氏の考え方と本稿での（暫定的な）結論とは重ならない部分も多い⁽¹⁹⁾。

3.1. モダリティの規定

3.1.1. モダリティの規定とモダリティ形式の範囲

本稿では、述語形式によって表し分けられる事態内容と話し手の現実との関係性、言い換えれば、ある事態を現実内の事態として述べるか、現実外（非現実）の事態として述べるかに関する述語形式による表し分けを、尾上（2001）や大鹿（2005）などにならって「叙法」と呼ぶことにする。そして、事態内容と話し手の現実との関係性のうち、事態を話し手にとって現実外（非現実）の事態として述べることに関わる意味を「モダリティ」と呼びたいと思う。大鹿（2004）や野村（2003）（2004）ではここでいう「叙法」全体をモダリティと捉えている⁽²⁰⁾が、本稿は、「叙法」のうち、ある事態を話し手にとって現実外（非現実）の事態として述べることに関わる意味を特に「モダリティ」と呼ぶということであり、「モダリティ形式とは非現実の領域に位置する事態を語るときに用いられる述定形式である」（p.442）と規定する尾上（2001）と立場を同じくすると思われる。

本稿において、ある事態を話し手にとって現実外（非現実）の事態として述べることに関わる意味を特にモダリティと呼ぶのは、たとえば、ダロウ、カモシレナイ、ハズダなど、ある事態を現実外（非現実）の事態として述べるための専用形式が存在するからである。これに対して、ある事態を現実内の事態として述べることに用いられるタヤテイルは、ある面では、テンス形式、アスペクト形式であり、また、ある面では、モダリティ形式であると見なせるような形式、あるいは、第一義的にはテンス形式、アスペクト形式であるものが、二次的にモダリティ形式としても利用されていると見なせるような形式、すなわち、ある事態を現実内の事態として述べるための専用形式とは見なせないようなものである。このように考えると、「叙法」の中で「ある事態を現実外（非現実）の事態として述べる」ことに関わる部分こそが専用形式を有する特立した領域と見なせるのであって、その特立した意味領域を表すものを特にモダリティと呼びたいと思うのである。以上述べた本稿の考え方をまとめれば、以下ようになる。

(16) ある事態を現実内の事態として述べるか、現実外（非現実）の事態として述べるかに関する、述語形式による表し分けを「叙法」と呼ぶ。

(17) モダリティとは、「叙法」のうち、ある事態を現実外（非現実）の事態として述べることに関わる意味である。

ところで、ある事態を話し手にとって非現実の事態として述べるということをめぐることは、異なる二つの述べ方があると考えられる。たとえば、それは野村（2003）（2004）では、真偽判断か価値判断かという判断の質の違いとして記述されている⁽²¹⁾。野村（2003）の記述を本稿なりにまとめれば、真偽判断とは、ある事態が事実であるか否かに関わる判断であり、価値判断とは、非現実の事柄を対象としたその事柄の「良さ、望ましさ」に関わる判断である。非現実の事態を述べるということに限定すれば、要するに、この違いは、ある事態をただ単に非現実の事態として述べる場合と、「良さ、望ましさ」といった話し手の「価値判断」を込めた非現実事態として述べる場合があるということであろう。本稿のように、ある事態を現実外（非現実）の事態として述べることに関わる意味をモダリティと呼ぶ立場に立てば、野村（2003）のいう価値判断形式（具体的には、ベキダ、テモヨイ、（意志の）ウ・ヨウ、動詞命令形、禁止のナが挙げられている）は、それによって述べられる事態が非現実の事態であるという点において、モダリティ形式に含めてもよいように思われる。しかし、その一方で、大鹿（2004）のように、（意志の）ウ・ヨウや動詞命令形、あるいはベキダなどの形式をモダリティとは認定しない立場⁽²²⁾もある。

結局のところ、これは、文を「述べる」とはどういうことかということに関する考え方の違いだと思われ、今後とも引き続き検討を要する事項である。したがって、現段階では、いわゆる価値判断形式を、モダリティ形式として認定するかどうかについては、態度を保留し、今後の課題としたい。

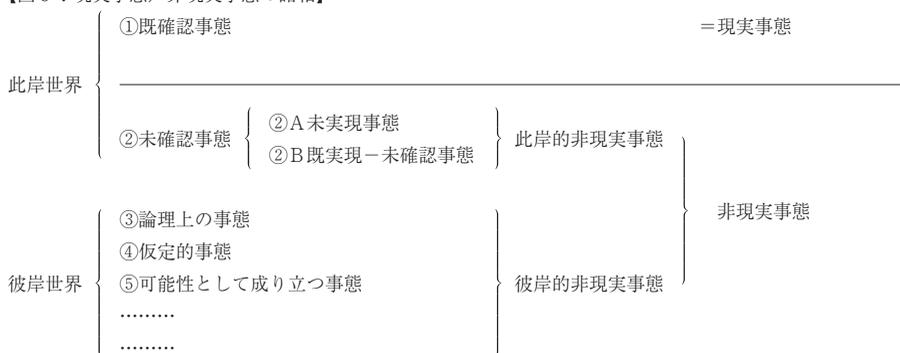
3.1.2. 「現実外」あるいは「非現実」という概念をめぐる

以上、本稿では、「ある事態を話し手にとっての現実外（非現実）の事態として述べることに関わる意味」を「モダリティ」と呼ぶという暫定的な規定を立てた。この節では、話し手にとっての「現実内の事態／現実外の手態」あるいは「現実事態／非現実事態」（以下、「現実事態／非現実事態」という用語を用いる）とは具体的にどのようなものなのかを考えておきたい。

尾上（2004）は、述語が語る存在（在り方）が、話者にとっての現実領域における存在か、非現実領域における存在かで、述語の形が大きく異なることを指摘した上で、「現実領域というのは話者がそこに立ってものを言っているこの世においてすでに起こってしまった領域、既実現の領域であり、非現実領域というのは、①この世で未実現の領域、②推理・推論、仮定世界など観念上の領域、③この世では既実現ではあるが話者の経験的把握を超えた「よくわからない」領域、の三者のことである」（p.48）と述べている。また、野村（2003）は、「現実内の事態とは、私たちがすむこの世界で実際に起こっていると認められる事態である。細かくは過去と現在の事実や、この世界一般に通ずる事柄が実際に認められる場合である。これがかつて私は「事実性」と呼んだ」（p.23）と述べ、さらに「私たちのすむこの世界のことであっても、事柄を「想定する」ということをしなければならない場合がある。過去・現在・未来・一般のすべてに渡る。これらの事柄は「此岸的な想定性」に属する。反事実的な世界の事柄は「彼岸的な想定性」に属する。「彼岸

性」とは、私たちのすむこの世界に属さない、と考えられる事柄のあり様である」(p.23)と述べている。この野村氏の言及を、筆者なりに解釈するならば、我々がすむこの世界(此岸世界)⁽²³⁾の中で、話し手の経験的把握の内にある事態が現実内の事態であり、此岸世界の中で、話し手の経験的把握の外にある事態および我々がすむこの世界とは異なる世界(彼岸世界)に存する事態が現実外の手態ということになるであろう。以上の尾上氏と野村氏の考え方はほぼ一致すると思われるが、本稿における「現実事態／非現実事態」という区別も両氏の考え方に従っておきたいと思う。なお、用語としては、「話し手のすむこの世界」のことを、野村(2003)の用語を援用して「此岸世界」、「話し手のすむこの世界とは異なる世界(尾上氏のいう、観念上の領域も含む)」を「彼岸世界」と呼んでおきたい。以下、本稿なりの整理を図5として示す。

【図5：現実事態／非現実事態の諸相】



[対応する例文]

- ① 私は昨日富士山に登った。／太郎がごはんを食べている⁽²⁴⁾。
- ②A 明日は雨が降るだろう⁽²⁵⁾。／もうすぐ雨が降りそうだ。
- ②B 今頃、故郷では夏祭りが行われているだろう。／(濡れている地面を見て) 昨晩雨が降ったらしい。
- ③ 僕は徹夜して疲れているはずだ。なのにどうしてこんなに元気なんだろう。
- ④ もし私があなたの立場なら、今すぐにも謝らさう。
- ⑤ 太郎は来るかもしれないし、来ないかもしれない。

此岸世界には、二つの事態が存在する。一つは、話し手によってその事柄が確かであると認められている事態であり、もう一つは、話し手によってその事柄が確かであると認められていない事態である。前者を①既確認事態、後者を②未確認事態と呼んでおく。

①既確認事態とはすなわち現実事態であり、述語形態としては、①の例文のように「～タ」「～テイル」などで表される。一方、②未確認事態は、どのような理由で話し手がその事柄を確かであると確認できないのかによって、二つにわけることができそうである。

一つは、現時点でまだ起こっていないことなので、確かであるかどうか確認することがそもそも不可能な事態であり、もう一つは、時間的にいえばすでに起こっているが、話し手がその場にはいない（あるいはいなかった）ために、確かであるかどうか確認することが不可能な事態である。前者を②A未実現事態、後者を②B既実現—未確認事態と呼んでおきたい。既実現—未確認事態には、②Bの例文の前者のように、現在の事柄だが空間的に離れていて確認できないものと、後者のように、過去の事柄だが、話し手の経験的把握外なので確認できなかったものがある。②A未実現事態は、たとえば②Aの例文のようにダロウや連用形接続のソウダなどによって表わされ、既実現—未確認事態は、たとえば②Bの例文のようにダロウやラシイなどによって表される。この②未実現事態は非現実事態の一種（ここでは、後述する彼岸世界における非現実事態と区別するために、「此岸的非現実事態」と呼ぶ）である。

以上のように此岸世界には、現実事態と此岸的非現実事態とが存在することになる。

一方、彼岸世界は、話し手のすむこの世界とは異なる世界のことであり、その内実としては様々な世界が考えられる。そして、それらの世界に属するすべての事態は非現実事態（上述した此岸的非現実事態と区別するために、「彼岸的非現実事態」と呼ぶ）と見なされる。彼岸世界に属する事態の一例を挙げれば、論理上成り立つ事態（③）、仮定的に構成された事態（④）、可能性として成り立つ事態（⑤）などが挙げられる。たとえば、③の例文では、「僕が疲れている」という事態が、此岸世界とは異なる「論理上の世界」という彼岸世界で成り立つ事態（すなわち、論理上の事態）であると述べることによって、結果的に、現実には起こっていること（「僕が疲れていない」ということ）への当惑や不信感が表現されており、⑤の例文では、「太郎が来ること」「太郎が来ないこと」がともに可能性として成り立つ事態として併置されている。

論理上成り立つ事態は③の例文のように主にハズダで、仮定的事態は、たとえば④の例文のようにダロウで、可能性として成り立つ事態は、⑤の例文のように主にカモシレナイで表される。彼岸世界に属する事態はこの他にもあり得ると思われるが、具体的にどのようなものがあり得るかは今後検討していきたい。

本稿の立場でいえば、以上の図における②～⑤がモダリティの領域⁽²⁶⁾であり、そこに現れる形式がモダリティ形式ということになる。

3.2. モダリティ形式の分類

次に、モダリティ形式の分類について考えたい。個々の具体的形式がどのように位置づけられるかということに関しては、今後検討していかなければならない課題であり、現時点ではその全体像を示すことはできないが、今後の検討のために、現時点で筆者が必要と考えるモダリティ形式分類の観点について述べておく。なお、すでに3.1.1.で述べたように、いわゆる価値判断形式（あるいは、評価のモダリティ形式）については、本稿では言及しない。

3.2.1. 述語の構造とモダリティ形式の分類

すでに何度か述べたように、本稿では、述語には事態内容を構成する、あるいは事態内容のあり方を示す側面と、その事態内容を対象とした判断作用を表す側面とが存在し、その両者が述語において併存しているという立場をとる。たとえば、

(18) 太郎はごはんを食べた。

という文の場合、「食べた」という述語には、「太郎がごはんを食べる」という事態が（確認された）「過去」の出来事、すなわち、話し手にとっての現実事態としてあるという事態内容のあり方を示す面と「太郎がごはんを食べる」という出来事が「確かであり、間違いない」という話し手の判断（＝断定）を表す面とがある。ただし、(18)のような現実の出来事を述べる場合には、話し手の「断定」という判断作用はあまり意識されず、むしろ、「過去事態」という事態内容を表すという面が目立つ（したがって、夕は過去を表すテンス形式とされるのが一般的である）。同じように、

(19) 太郎はごはんを食べるだろう。

という場合においても、「食べるだろう」という述語には、「太郎がごはんを食べる」という事態が、話し手にとって「未確認」の出来事、すなわち、話し手の現実の外にある出来事としてあるという事態内容のあり方を示す面と、「太郎がごはんを食べる」という出来事が「事実であるかは分からないが、たぶん事実だと思う」という話し手の判断（＝推量）を表す面がある。この場合は、(18)と異なり、「未確認事態」あるいは「非現実事態」という「事態内容」そのものが意識されることは少なく、むしろ、「推量」という「判断作用」が強く意識される（したがって、ダロウという形式は推量を表す形式とされることが一般的である）。

このように、どちらの面がより目立つかという差異はあるが、文⁽²⁷⁾における述語には、事態内容のあり方を示す側面と話し手の判断作用を表す側面があり、それらが併存しているということを改めて確認しておきたい。

3.2.2. 事態内容前景型と判断作用前景型

ところで、いわゆるモダリティ形式は、上述した述語における二側面のうちのどちらが目立つかということに関して、二つのタイプがあるように思われる。一つ目のタイプは、ハズダや連用形接続のソウダのように、ある事柄が特定の非現実事態としてあることを述べる側面が目立つタイプ、言い換えれば、事態内容のあり方を示す側面が目立つタイプである。たとえば、

(20) 僕は徹夜して疲れているはずだ。なのにどうしてこんなに元気なんだろう。

という例文をご参照いただきたい。すでに述べたように、この文では「僕が疲れている」

という事柄が「論理上の事態」という彼岸的非現実事態の一種（上述の図5でいえば③）として成立するということが述べられている。筆者は、この述べ方がハズダという形式の諸用法に共通するハズダの基本的意味だと考えており⁽²⁸⁾、ハズダは事態内容のあり方を示す側面が目立つタイプの典型と見なすことができる⁽²⁹⁾。また、

(21) もうすぐ雨が降りそうだ。

に見られるような連用形接続のソウダも、「雨が降る」という事柄が、話し手の把握している現状にごく近接した未実現事態（図5の②A）としてあるということを中心に語る形式と解釈できる⁽³⁰⁾。

以上のような、ある特定の非現実事態を述べる側面が目立つタイプを、本稿では「事態内容前景型」と呼んでおきたい。このタイプのモダリティ形式としては、この他にヨウダ（話し手が把握している現状を、その現状に近似した未確認事態でもって語るもの）、カモシレナイ（ある事柄を可能性として成り立つ事態として語るもの）なども考えられる。

このタイプのモダリティ形式の特徴として、二つの点を挙げるができる。一つは、ハズダに典型的に見られるように、一つの形式が複数の異なる用法を持ちうるという点である。これは、このタイプのモダリティ形式が特定の非現実事態（ハズダでいえば、論理上の事態）を語るものであり、その特定の非現実事態を複数の目的（表現意図）のために用いることができるということに由来すると思われる。たとえば、論理上の事態を述べるハズダは、その事態を現実起こっている出来事と対比させることで、現実起こっている事柄への当惑や不信感を述べたり（例文（20））、その事態が論理的に成り立つことを語ることで、その事態がこれから現実起こる見込みが高いということを表したりすることができる（「明日のパーティに太郎は来るはずだ」のような「推量」のハズダ）。第二の特徴は、これらの形式は、以下の（22）から（25）に示すように、連体修飾節内に生起できる（あるいはしやすい）ということである。

(22) 安全なはずの日本でこんな悲惨な事件が起こるとは。

(23) 雨が降りそうな雲行き。

(24) 外で雨が降っているような物音。

(25) 兄の失踪の鍵を握っているかもしれない人物に逢えなかったばかりか、その人物まで消え失せたと知ったら、（瀬川ことび『7』、角川書店、2003年）⁽³¹⁾

(22) は「論理上は安全ということが成り立つ日本」、(23) は「雨が降る寸前の雲行き」、(24) は「雨が降っている音に近似の物音」、(25) は「兄の失踪の鍵を握っている可能性がある人物」という意味であり、それぞれの形式が表す事態内容を反映するものとなっている。この現象については、このタイプのモダリティ形式が事態内容を構成する側面を前景化し、判断作用を表す側面を背景化することができるということと関連があると現段階では考えている。

もう一つのタイプは、ダロウやニチガイナイのように、ある事柄が特定の非現実事態としてあるという事態のあり方を語る側面よりも、その事柄を対象とした話し手の特定の判断作用を表す側面が目立つタイプである。たとえば、ダロウにおいては、

(26) 明日は雨が降るだろう。：②A未実現事態

(27) 今頃ふるさとは夏祭りが行われているだろう。：②B既実現—未確認事態

(28) もし、私が君の立場なら、今すぐ謝るだろう。：④仮定的事態

からわかるように、その形式が表す事態内容そのものにはこれといった特徴はなく（もちろん非現実事態という特徴はあるが）、むしろ、ある事態内容を対象として「その事態内容が事実かどうか分からないが、たぶん事実だと思う」という判断（推量判断）を表す面が前面化していると考えられる。同様に、ニチガイナイも「その事態内容が事実かどうか確認していないが、高い蓋然性をもって事実だと思う」という判断（確信判断）を表す面が目立つ形式だと思われる。本稿ではこのようなタイプを「判断作用前景型⁽³²⁾」と呼んでおきたい。このタイプのモダリティ形式としては、この他にラシイ（推定判断：話し手が把握している現状の内実や原因は、事実かどうかよく分からないが当該の事態であると思うという判断）などが考えられる。

このタイプのモダリティ形式の特徴は、先に述べた「事態内容前景型」と対比的である。まず、第一に、このタイプのモダリティ形式は特定の判断を表すものであることから、ある特定の表現の専用形式であり、複数の用法を持つことが少ないという点が挙げられる。たとえば、ダロウは「推量判断」表示専用形式であろうし、ニチガイナイは「確信判断」表示専用形式である。第二は、連体修飾節内に生起することが比較的少なかったり困難であったりするという点である。たとえば、ダロウが連体修飾節内に、ごく限られた場合以外は生起しないという事実はよく知られている。また、ニチガイナイという形式は、ハズダという形式の類義的形式としてよく比較されるが、

(29) ??安全にちがいない日本でこんな悲惨な事件が起こるとは。

のような場合には、連体修飾節内への生起が困難である⁽³³⁾。同様に、ヨウダの類義的形式であるラシイも、

(30) ?外で雨が降っているらしい物音。

という場合には、ヨウダに比べて連体修飾節内への生起に違和感がある⁽³⁴⁾。

この点については、「判断作用前景型」のモダリティ形式が「事態内容前景型」のそれと違って、判断作用的側面を背景化できないということに起因するのではないかと現時点では考えている。

以上述べた「事態内容前景型」と「判断作用前景型」との違いは、述語が持つ二側面で

ある両者のどちらが他方に比べてより目立つかという違いであり、その違いは相対的なものである（特に、上述したヨウダ、ラシイ、カモシレナイ、ニチガイナイなどの形式の違いは考慮の余地があると思われる）。したがって、すべてのモダリティ形式を二値的にどちらかに振り分けることはそもそも困難であると思われるが、便宜的かつ暫定的に代表的なモダリティ形式を振り分ければ、以下の表2のようなになる。

【表2：モダリティ形式の分類試案】

事態内容前景型	ハズダ（論理上の事態）	→図5③
	連用ソウダ（現状に近接する未実現事態）	→図5②A
	ヨウダ（現状に近似する未確認事態）	→図5②の一部
	カモシレナイ（可能性として述べられる事態）	→図5⑤
判断作用前景型	ニチガイナイ（確信判断）	
	ダロウ（推量判断）	
	ラシイ（推定判断）	

本稿におけるこの両者の区別は、Aの立場における二次的モダリティ（疑似モダリティ）と一次的モダリティ（真性モダリティ）との区別に重なるところがある。ただし、「話し手の主観性」をモダリティとするAの立場では、本稿のいう「判断作用前景型」をモダリティの典型（つまり真性モダリティ）と見なし、「事態内容前景型」をモダリティの典型から外れたもの（つまり疑似モダリティ）と見なすというように、両者の間にモダリティ性の高低を認めるが、Bの立場に立つ本稿では、両者の間にモダリティ性の高低を認めないという点で異なる。つまり、本稿においては、「事態内容前景型」も「判断作用前景型」も「ある事柄を非現実事態として述べる」という点で等しくモダリティ形式であるということである。

また、Bの立場に立つ先行研究との関連でいえば、本稿におけるこの両者の区別は、尾上（2001）（2004）などのいう「文末外接形式」（叙法形式が担っていた意味の一つを専門的に表示する形式）内部をさらに分類したものということになると思われる³⁵⁾。また、野村（2003）（2004）のいう「射影的形式」と「超越的形式」とも関係すると思われるが、詳細な検討は別稿に譲らざるを得ない。

最後に、本稿で「事態内容前景型」とした形式に「形式名詞+ダ」の形をとっているものが見られることにも注目しておきたい。これらの形式は、ある事柄を特定の非現実事態として語るものであるが、その特定の非現実事態のあり方と「ハズ」「ソウ」「ヨウ」という名詞が本来持っていた対象的な意味との間に何らかの相関関係がありそうである。言い換えれば、これらの形式がある特定の非現実事態を語ることができるのは、名詞としての対象的意味がなんらかの形で残っているからではないかということである。この点について本稿はこれ以上語る術をもたないが、心覚えに記しておく。

4. おわりに

以上、本稿では、モダリティという概念をめぐる現時点での筆者の考え方を、覚え書きとして記してきた。モダリティというものを、叙法の一角に位置づけ、「ある事態を非現実の事態として述べることに関わる意味である」と規定した。また、非現実事態の諸相について、先行研究に導かれて、大まかな見取り図を描くとともに、モダリティ形式の分類として、「事態内容前景型」と「判断作用前景型」が考えられるのではないかということ述べた。

しかし、(ア) いわゆる価値判断形式をどう扱うのか、(イ) 本稿で立てた「事態内容前景型」と「判断作用前景型」と、Bの立場に立つ先行研究との関係はどのようになっているのか、(ウ) 先行研究でモダリティ形式を分類するときの基準である、その形式の疑問文化の可否や否定文化の可否は、本稿の立場でどう理解されるのか、(エ) 本稿でいう「判断」と呼ぶ概念に本当に「判断」という用語を用いてよいのか、など、検討すべき課題は山積している。今後の課題と呼ぶには多すぎるが、一つずつ考えていきたい。本稿はそのための現時点での覚え書きである。

【注】

- (1) 近世後江戸語と現代語の文法的な共通点と相違点については、岡部（2006b）もご参照いただきたい。
- (2) 現代語と近世江戸語は文法体系としてよく似通っているので、現代語におけるモダリティの検討は、江戸語のモダリティを考える上でも参考になると考える。
- (3) 尾上圭介（1996）、野村剛史（2003）、田野村忠温（2004）など。岡部（2006a）もご参照いただきたい。
- (4) 大鹿（2005）、尾上（2001）、野村（2003）の異同については、岡部（2006b）でごく簡単に触れたことがある。
- (5) Bの立場に立つ論相互の位置関係の検討等については、別稿を期したい。
- (6) この点に関しては、尾上（1996）（2012）が詳細に検討している。ご参照いただきたい。
- (7) 野村（2003）でも指摘されているように、益岡（2000）においては、「テンス」や「みとめ方」はモダリティの範疇から除外されている。しかし、後述するように、Aの立場に立つ限り、「テンス」や「みとめ方」をモダリティから除外する論理的根拠は乏しいように思われる。その意味で、益岡（1991）の認定は的確である。
- (8) 具体的な形式としては、カモシレナイ、テモヨイ、ナケラバナラナイが挙げられている。
- (9) 真性モダリティと疑似モダリティという用語は、仁田（1991）で用いられたものである。
- (10) 日本語記述文法研究会編（2010）では、副詞の種類として「モダリティの副詞」を立てている。

- (11) 具体的には、ニチガイナイやカモシレナイのような複合辞を指す。
- (12) ただし、動詞命令形や一部終助詞（禁止のナ）、補助動詞的なものをモダリティ形式に含めるか否かは論者によって異なる。また、いわゆる「評価のモダリティ」を表す述語形式をモダリティの範疇に含めるか否かも論者によって異なる。
- (13) 主語の規定については、尾上（2001）の考え方に従っている。
- (14) たとえば、大鹿（2004）では、「判断」というものが文を文ならしめるものだという見方を示した上で、「対象は判断するという作用（判断作用）と別に自存しているわけではなく、判断することのうちに対象があり、対象が対象として構成されることのうちに判断があるというように、対象は常に判断作用と相即している」（p.195）と述べている。
- (15) この区別は、現象的には、疑問文の可否として実現する。
- (16) この区別は、現象的には、否定の可否として実現する。
- (17) その点で、益岡（1991）の主張は、Aの立場では特異である。すでに述べたように、この主張は益岡（2000）では修正されている。
- (18) ただし、後述するように、本稿では、動詞命令形をモダリティ形式とするか否かについては、態度を保留している。
- (19) 特に、具体的なモダリティ形式の分類基準は、諸氏の考えと本稿でかなり異なる。大鹿氏の「叙実法一叙想法」の区別、野村氏の「超越的一射映的」の区別、尾上氏の「事態構成一事態承認」、「叙法形式一文末外接形式」の区別などと、後述する本稿での考え方との位置関係の検討はすべて今後の課題としたい。
- (20) ただし、野村（2004）では、「私たちは通常事柄を現実的に語る。だから「現実にある、あった」が如き表現は無標である。一方、現実とずれた事柄は普通何らかのしるしを伴って（有標）表現される」（p.102）と述べ、現実とずれた事柄を述べるものを「有標モダリティ」と呼んでいる。
- (21) Aの立場でいう「認識のモダリティ」か「評価のモダリティ」かという事態のとらえ方の違いも、結果的に同様の違いを捉えていることになる。
- (22) ここでは詳細を述べる余裕はないが、ごく大雑把に言って、これらの形式は「判断が述べられていない」（ただし、ウ・ヨウ、命令形とベキダでは「述べられていない」ということの内実が異なる）ものであり、判断の有り様を表すものをモダリティと呼ぶ大鹿氏の立場ではモダリティから除外されることになる。また、野村（2003）で真偽判断形式とされているものが大鹿（2004）では真偽判断形式ではないとされることもあり、諸形式の位置づけに関する論者間の異同は大きい。
- (23) ただし、野村氏本人は「此岸世界」「彼岸世界」という用語を用いていない。
- (24) 以下、特に出典の明示がない限り、例文は筆者による作例である。
- (25) 「明日動物園へ行く」など未来を表す動詞基本形の位置づけについては、今後の課題としたい。
- (26) すでに述べたように、彼岸世界に属する事態は、これ以外もあり得、③～⑤で彼岸世界のすべての事態が尽くされるわけではない。

- (27) ただし、ここでは、いわゆる述定文（述語によって事態を述べる文）のみを対象としている。
- (28) ハズダの基本的意味と諸用法については、岡部（1998）、岡部（2003）をご参照いただきたい。
- (29) これらの形式が付属した述語に判断作用的な側面がないわけではもちろんない。しかし、たとえば、ハズダの場合でいえば、「論理上の事態である」というときの「である」の部分が判断作用的な意味を表していると考えられ、その意味で、このタイプの述語では判断作用的な側面は背景化しているといつてよいと思われる。
- (30) ただし、既実現―未確認事態の一部も表すことができると思われる。たとえば、「このあたりにタケノコが生えていそうだ」など現在の事柄を表す場合などである。その意味で、ソウダの表す事態は②未確認事態の非過去領域という方が正確かもしれない。
- (31) 用例の検索には、「現代書き言葉均衡コーパス」少納言（<http://www.kotonoha.gr.jp/shonagon/>）を用いた。
- (32) ただし、本稿で「判断」と呼ぶものは、その形式が最終的に表す「表現意図」のようなものまで含むという点で、たとえば、大鹿（2004）における「判断」よりも概念的に広い。本稿が「判断」と呼ぶようなものすべてを果たして「判断」と呼べるのか、あるいは「判断」という用語を使ってよいのかという点については今後検討していかなければならない大きな課題である。
- (33) ただし、ニチガイナイの連体修飾節内への生起がまったくないわけではない。「現代書き言葉均衡コーパス」少納言を用いて、ニチガイナイの後に漢字表記の名詞がくる場合を検索したところ、29例の用例があった。しかし、同様の条件でハズダ、カモシレナイを検索すると、ハズダは815例、カモシレナイは173例の用例があり、これらにくらべると連体修飾節内への生起が少ないと思われる。なお、上記調査は非常に雑なものであり、今後、より詳細な数量的調査が望まれる。
- (34) ヨウダとラシイが「物音」という名詞（ただし、すさまじい物音など、途中で修飾語句が入る場合も含む）に接続する用例を「現代書き言葉均衡コーパス」少納言によって調査したところ、ヨウダは14例、ラシイ（ラシキも含む）は2例であった。ただし、連体修飾節全体における両形式の生起率はこの結果とは異なる可能性もあり、その点は保留せざるを得ない。
- (35) 尾上氏の立場では、ここで挙げた諸形式はすべて、述定形式が表していた一つの意味を専門的に表す文末外接形式として一括されるのであるが、本稿の立場では、文末外接形式の中には、未だ述定形式的な側面を多少なりとも残しているものと、完全に一つの意味を専門的に表す形式となってしまったものがあると考えるということである。

[参考文献]

大鹿薫久（2004）「モダリティを文法史的に見る」北原保雄監修・尾上圭介編『朝倉日本語講座6 文法Ⅱ』第8章

- 大鹿薫久 (2005) 「叙法の組織と「のだ」文・規定文」『日本語学会2005年度春季大会予稿集』
- 岡部嘉幸 (1998) 「ハズダの用法について」『東京大学国語研究室創設百周年記念 国語研究論集』(汲古書院)
- 岡部嘉幸 (2003) 「ハズダとニチガイナイについて—両者の置き換えの可否を中心に—」『日本語科学』13
- 岡部嘉幸 (2006a) 「モダリティ研究に残る謎は何か」『国文学 解釈と教材の研究』51-4
- 岡部嘉幸 (2006b) 「江戸語の文法—江戸時代後期における」『日本語学』25-5 (四月臨時増刊号 新・古文読解)
- 尾上圭介 (1996) 「文をどう見たか—陳述論の学史的展開」『日本語学』15-9 (のちに尾上 (2001) に所収)
- 尾上圭介 (2001) 『文法と意味Ⅰ』(くろしお出版)
- 尾上圭介 (2004) 「主語と述語をめぐる文法」北原保雄監修・尾上圭介編『朝倉日本語講座 座6 文法Ⅱ』第1章
- 尾上圭介 (2012) 「不変化助動詞とは何か—叙法論と主観表現要素論の分岐点—」『国語と国文学』89-3
- 田野村忠温 (2004) 「現代語のモダリティ」北原保雄監修・尾上圭介編『朝倉日本語講座 座6 文法Ⅱ』第9章
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』(ひつじ書房)
- 日本語記述文法研究会編 (2003) 『現代日本語文法4 第8部 モダリティ』(くろしお出版)
- 日本語記述文法研究会編 (2010) 『現代日本語文法1 第1部 総論 第2部 形態論 総索引』(くろしお出版)
- 野村剛史 (2003) 「モダリティ形式の分類」『国語学』54-1
- 野村剛史 (2004) 「述語の形態と意味」北原保雄監修・尾上圭介編『朝倉日本語講座 座6 文法Ⅱ』第3章
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』(くろしお出版)
- 益岡隆志 (2000) 『日本語文法の諸相』(くろしお出版)

(おかべ・よしゆき 千葉大学文学部)